

## 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の免除に係る手続きについて

幼稚園に在園しており、以下に該当する方は副食費が免除となります。この案内をよくお読みいただき、内容を確認のうえ、該当する方は必要な手続きを行ってください。

※申請を受けてから支給決定に関わる内容(税額等)について確認を行います。その結果、免除対象者の条件に該当しない場合には給付を受けることが出来ません。

### 1 副食費の免除対象者

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・令和4年度市民税所得割額が77,101円未満(年収360万円未満相当)の世帯
- ・小学校3年生までのきょうだいから順に数えて、第3子以降にあたる子ども

月額4,500円までの副食費を免除

- ※ 所得割額は父母の合計額により算定します。(他の親族が園児を健康保険や税法上で扶養している場合や、父母の所得割額が77,101円未満で住民登録上同一世帯の祖父母が課税されている場合は、その親族も合算して算定します。)
- ※ 住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の適用がある方については、これらの控除が適用される前の所得割額により算定します。
- ※ 離婚が成立していない場合には、別居していても父母の所得割額を合算して判定します。
- ※ 市民税所得割額は、令和4年度住民税の「特別徴収税額通知書」や「課税証明書」等で確認できます。

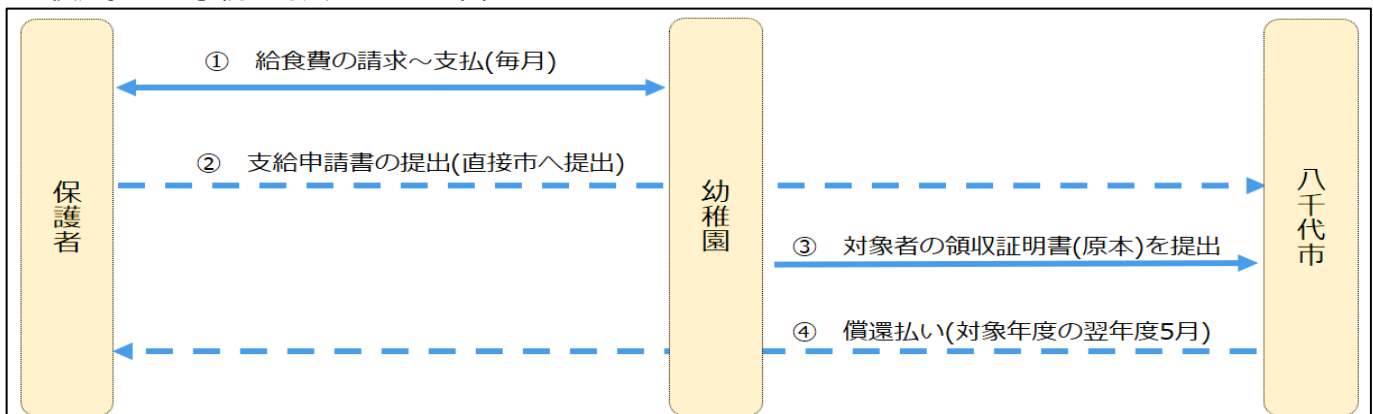
### 2 提出書類

- ・令和4年度八千代市実費徴収に係る補足給付事業支給申請書
  - ※申請書は幼稚園または市子ども保育課、市ホームページにて入手することが可能です。
- ・保護者全員分の課税証明書…令和4年1月1日以降に八千代市へ転入した方のみ
- ・戸籍謄本(写し可)…ひとり親世帯の方のみ (※施設等利用給付認定第2号の方で、すでに子ども保育課へ戸籍謄本をご提出いただいている場合は提出不要です。)

### 3 請求方法

免除額の給付については、償還払い(いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける)により行います。毎月の支払いから償還払いまでの流れについては、下図のとおりです。なお、償還払いの回数は、原則年度ごとに1回とさせていただきます。

<償還払いの手続き方法のイメージ図>



#### 【償還払い手続き方法の詳細】

##### ◆ 副食費の支払について (図①)

在園先からの請求に応じて、副食費をお支払いください。また、領収書等の書類が発行された場合は、在園先によっては償還払い請求の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。

##### ◆ 支給申請書の提出について (図②)

免除対象に該当する場合には、幼稚園から支給申請書入手のうえ、**令和4年12月28日(水)までに**支給申請書等を直接市子ども保育課へご提出ください。なお、締切日以降の入園者や、世帯構成が変わり対象となる方については、随時書類をご提出ください。

◆ 領収証明書について(図③)

3月下旬から4月上旬を目安に、市に対して今年度の副食費が記載された「領収証明書」が発行されます。市は、当該証明書を基に支給額を算出いたします。

◆ 振り込みについて(図④)

5月下旬を目安に、市が算出した支給額を1年分一括して申請者の口座に振り込みます。詳細については、振り込み前に送付する「支給決定通知書」により確認してください。

※ 市外の幼稚園等、在園先によって手続きが異なることがあります。その場合の請求手続きについては、在園先の説明に従ってください。

## 4 前年度以前の副食費の免除申請する場合

- ・前年度以前(ただし、令和元年10月以降分)の副食費の免除申請を行う場合、別途申請が必要となります。
- ・支払いを行った時から5年間は申請が可能です。
- ・当年度以前の分の免除申請をする場合は、申請する年度の課税状況や世帯状況を見て、免除対象となるか確認を行いますので、**申請方法および詳細については市子ども保育課へお問い合わせください。**

## 5 その他

### 【年度途中で退園する場合】

退園日までの副食費の申請については、八千代市実費徴収に係る補足給付事業支給申請書に在園先が作成した領収証明書を添付のうえ、市子ども保育課へ提出します。支払いは、翌年度5月頃に行います。

### 【年度途中で転出する場合】

八千代市に住民票がある期間の利用分に対してお支払いします。支払いは、対象年度の翌年度5月頃に行います。なお、転出後も継続在園する場合は、転出先の市区町村にて改めて手続きが必要となりますので、転出先の市区町村にお問い合わせください。

### 【世帯状況等に変動があった場合】

算定対象が変わる可能性があり、併せて施設等利用給付認定についても変更の手続きが必要となりますので、変動があった場合には速やかに子ども保育課へご連絡ください。

## 【Q&A】

Q1 支払った給食費のすべてが免除対象となりますか？

A1 支払った給食費のうち、おかずやおやつ、牛乳などの副食費のみ対象となります。副食費以外の主食等の費用は免除対象外です。また、副食費であっても預かり保育利用時(夏休み等の長期休業中の預かり含む)に提供される給食やおやつ代等は免除対象外です。

Q2 昨年度、一度支給申請しているので、今年度は改めて申請を行わなくても良いですか？

A2 年度毎に申請が必要のため、昨年度申請いただいた方についても、今年度は改めて申請が必要となります。

Q3 免除対象となる税額かどうか分からない場合は、どうしたら良いですか？

A3 令和4年度の「特別徴収税額通知書」または「課税証明書」でご確認ください。当該書類がない場合やご自身で判断が出来ない場合は、市へ申請をしていただければ、申請に基づき税額等の確認を行います。その結果、対象とならない場合もありますのでご了承ください。

Q4 現在プレ保育で幼稚園に通っていますが対象になりますか？

A4 プレ保育は当該事業の対象とはなりません。あくまで幼稚園在園児(満3歳児入園含む)が対象となります。

### 【問い合わせ先】

八千代市子ども部子ども保育課  
〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5  
TEL 047-421-6752 (直通)